



国民年金だより No.195

保険課 国保年金係 ☎72-2101(内線324)
岡谷年金事務所 ☎23-3661

あなたも国民年金を増やしませんか？

国民年金から老齢基礎年金を受け取るためには、保険料納付済期間と保険料免除期間等を合算した期間が10年以上必要です。また、満額受け取るためには、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めていなければなりません。やむをえない事情により60歳に達しても老齢基礎年金の受給資格期間10年が満たせなかった方や年金を満額に近づけたい方のために、国民年金には、ご本人の申し出により60歳から65歳になるまでの5年間、保険料を納めることができる「任意加入制度」があります。

「年金を受けるための受給資格期間が足りない!」「老齢基礎年金を満額に近づけたい!」という60歳以上の方には、任意加入への申し込みをおすすめします。

条件

次のすべての条件を満たす方が任意加入をすることができます。

- ✓ 日本国内に住所がある60歳以上65歳未満の方
 - ✓ 老齢基礎年金の繰上げ支給を受けていない方
 - ✓ 20歳以上60歳未満までの保険料の納付月数が40年(480月)未満の方
 - ✓ 任意加入時に厚生年金保険に加入していない方
- 上記のほか、年金の受給資格期間を満たしていない65歳以上70歳未満の方も加入できます。

申し込み

場 所 茅野市役所保険課(1階7番窓口)
または岡谷年金事務所

持ち物 ①年金手帳または基礎年金番号通知書
②預金通帳
③金融機関届出印

保険料の納付状況がわからないときは

- 「ねんきん定期便」で確認
(毎年、誕生月に日本年金機構から送られてきます。)
- 「ねんきんネット」で確認
※詳しくは、広報ちの11月号をご覧ください。
- 岡谷年金事務所や加入していた共済組合へ確認

保険料の納付方法

国民年金の保険料は、月額16,980円(令和6年度)です。手続きした月の分から保険料を納めることができます。納付方法は原則、口座振替になります。また、保険料の前払いにより割引される前納制度もあります。

さらに受け取る年金額が増える付加年金の納付もおすすめです！

毎月の保険料に加えて月額400円の付加保険料を納めると、老齢基礎年金とあわせて付加年金を受け取れます。付加年金額(年額)は、「付加保険料納付月数×200円」となります。

(例)60歳から65歳になるまで付加保険料を納めた場合

- ・5年間の付加保険料納付額(総額)…24,000円(60月×400円)
- ・付加年金の受給額(総額)……………12,000円(60月×200円)

※65歳から国民年金を受け取り始めて2年で、付加保険料の合計額に見合う付加年金額を受け取ることができます。

※付加保険料を納めたい方は、任意加入とセットでの申し込みをおすすめします。